

縮尺 1 : 10,000



凡例

-  未立地
-  流通業務・工業施設
-  商業施設

凡例

 飯能市大字小久保、大字川崎、大字下川崎及び大字芦荻場の各一部
次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するもの（店舗、飲食店及びその他これらに類する用途に供する部分は除く。）とする。
ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。

ア 流通業務施設
建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。）以外の建築物のうち、倉庫、荷さばき場及びデータセンター（電磁式記録として記録することが可能な情報を大量に記録し、及び当該情報を高速度で送受信することが可能な電気通信回線に接続される電気通信設備を専ら設置することを目的とする施設をいう。）とする。

イ 工業施設
工業施設とは、建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まない。）以外の建築物のうち、工場とする。

 飯能市大字芦荻場の一部
建築基準法別表2（へ）項に掲げる建築物（第2種住居地域に建築してはならない建築物）以外の建築物のうち、小売業の店舗（大規模小売店舗立地法第2条第1項で規定する店舗面積の合計が3,000平方メートル未満のものに限る）、飲食店並びに小売業の店舗及び飲食店の用途のみを併せ有する施設の用途のいずれかに該当するもの（該当用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートル以下のものに限る。）とする。

